第１号の５様式（第１２条の３の６関係）

船舶発生廃棄物記録簿

RECORD OF GARBAGE DISCHARGES

船　　名
Ship's Name　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
船舶番号又は信号符字
Distinctive No., or letters＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ＩＭＯ番号
IMO NO.　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
期　　間　から　まで
Period　from＿＿＿＿＿to＿＿＿＿＿

日時 Date/Time	船舶の位置/備考（事故による排出に関する事項等） Position of the Ship/Remarks(e.g.,accidental loss)	廃棄物の種類 Category	排出され、又は焼却される廃棄物の概量 Estimated Amount Discharged or Incinerated（m³）	海洋に排出される廃棄物の概量 To Sea（m³）	受入施設へ排出される廃棄物の概量 To Reception Facility（m³）	焼却される廃棄物の概量 Incineration（m³）	証明/署名 Certification/Signature

船長の署名　　日付
Master's Signaure:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Date:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考

１　廃棄物の分類は以下のとおりとする。

Garbage is to be grouped into categories for the purposes of this record as follows

種類A：プラスチック
Category A: Plastics
種類B：食物くず
Category B: Food Wastes
種類C：船上一般廃棄物（紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等）
Category C: Domestic Wastes(e.g.,paper products,rags,glass,metal,bottles,crockery,etc.)
種類D：料理油
Category D: Cooking Oil
種類E：焼却炉の灰
Category E: Incinerator Ashes
種類F：運航上の廃棄物
Category F: Operational Wastes
種類G：貨物の残留物
Category G: Cargo Residues
種類H：動物の死体
Category H: Animal Carcass(es)
種類I：漁具
Category I: Fishing Gear

２　貨物の残留物を排出する場合にあつては、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。

３　本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

第七号様式(一)中「法第19条の46第３項」を「法第19条の30第３項又は法第19条の46第３項」に改め、同様式(三)中「（船級協会の検査）」を「（船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等）」に改める。

第十九条の三において準用する第十五条第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。（後段略）」に改める。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部改正）

第二条　船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第四条の二第一項第三号」を「第四条の二第二項第四号」に、「別表上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる物質を含む洗浄剤を含まないこと。

イ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十条の二の三の告示で定める物質

ロ　日本工業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学物質等の分類方法）に規定する発がん性、生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有する物質

二　国土交通大臣が定める方法により検定した場合における別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げるとおりであること。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋上汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令

目次中「第十二章　雑則（第四十七条）」を「第十二章　雑則（第四十七条）　第十三章　二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九条）」に改める。

第四十五条第二項中「第十九条の二十六第二項本文」を「第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。

第四十七条中「大気の汚染」の下に「、地球温暖化」を加え、第十二章中同条を第五十条とする。

第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章　二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制航行手引書）

第四十七条　法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出の抑制に関する目標

二　当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための取組の具体的な内容